

## 福井地方最低賃金審議会の意見に関する公示

### 福井労働局一般公示第 48 号

令和 2 年 10 月 8 日福井地方最低賃金審議会から福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、福井県の区域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 2 年 10 月 23 日（金）までに福井労働局長あて（福井市春山 1 丁目 1 番 54 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 2 年 10 月 8 日

福井労働局長 山崎 直紀

### 記

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見の要旨

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
福井県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
  - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 840 円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和2年12月24日